

有効期間 10年（令和11年12月31日まで）

令和元年12月3日

各 部 長 ・ 参 事 官  
各 所 属 長 様

警 察 本 部 長  
（ 交 通 規 制 課 ）

警察署長の行う駐車許可の事務取扱要領について（通達）

警察署長の行う駐車許可の事務取扱いについては、「警察署長の行う駐車許可の事務取扱要領について」（平成30年3月15日付け本部長通達。以下「旧通達」という。）により行っているところであるが、駐車許可申請等における取扱簿の様式等について別添のとおり改正することとしたので、部下職員に周知徹底し、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、旧通達は本通達をもって廃止する。

〔 本件担当 保管場所管理係  
警 電 705-426, 427 〕

## 別添

### 警察署長の行う駐車許可の事務取扱要領

#### 第1 目的

この要領は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第45条第1項ただし書及び第49条の5並びに同法に基づいた広島県道路交通法施行細則（昭和35年広島県公安委員会規則第15号。以下「細則」という。）第6条に規定する駐車禁止場所又は時間制限駐車区間における警察署長の駐車許可（以下「許可」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

#### 第2 細則における用語の意義

細則第6条における用語の意義は、次のとおりとする。

- 1 「駐車により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する時間帯」とは、交通管理者である所轄警察署長（以下「署長」という。）が交通の危険性又は交通の阻害性があると認めた時間帯をいい、ここにいう危険性又は阻害性については具体的なものではなく抽象的なもので足りる。
- 2 「駐車に係る用務の目的を達成するために必要な時間」とは、当該用務に付随する貨物の積卸し、貨物の集配、伝票の受取り等に要する時間をいい、当該用務以外の営業行為等は含まない。
- 3 「駐車禁止の規制のみが実施されている場所」とは、広島県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が法第4条の規定に基づき道路標識等を設置して駐車を禁止した道路の部分のいい、法第44条の駐停車を禁止する場所及び法第75条の8の駐停車禁止場所は含まない。ただし、駐車禁止規制が実施されている道路であっても、法第45条第2項に規定する無余地となる場所は含まない。また、法第45条第1項各号に規定する法定の駐車禁止場所においては放置駐車となる場合は含まない。
- 4 「駐車により交通に危険が生じ、又は交通を著しく阻害する場所」とは、交通管理者である署長が交通の危険性又は交通の阻害性があると認めた場所をいい、ここにいう危険性又は阻害性については具体的なものではなく抽象的なもので足りる。
- 5 「公共交通機関等の当該車両以外の交通手段」とは、JR、バス、電車等の公共交通機関を用いた交通手段のほか、当該車両以外の車両を使用した交通手段をいう。
- 6 「5分を超えない時間内の貨物の積卸しその他駐車違反とならない方法」とは、駐りに至らない法第47条第1項に規定する停車等をいう。
- 7 「路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用がおよそ不可能と認められること」とは、駐車許可の申請時間において当該車両を収容することが可能な路外、路上駐車場がない場合及び駐車禁止規制が行われていない道路がない場合をいう。

この場合において、路外及び路上駐車場は有料、無料の別を問わない。また、駐車禁止規制が行われていない道路とは、駐車禁止規制が行われていない道路、当該申請に係る車両が駐車することが可能な車種を限定した駐車禁止規制が行われている道路、駐車禁止規制場所における法第47条第3項に規定する路側帯内の駐車が可能な道路等をいう。

- 8 「重量又は長大な貨物」とは、分割できない貨物で、かつ、1名で又は台車により搬送することができない貨物をいう。

なお、精密機械等その貨物の性質等から、目的地の直近に駐車し当該貨物を積み卸す必要が認められる場合、分割できる貨物であっても引越等多量な荷物の積卸しと認められる場合、介護保険法に規定するデイケアサービス等において行う被介護者の入所等の搬送等目的地の直近に駐車する必要が認められる場合においては、重量又は長大な貨物に準ずるものとする。

- 9 「当該用務先から概ね100メートル以内の範囲内」とは、原則、当該用務先から直線距離で100メートル以内の範囲をいう。

- 10 「当該時間制限駐車区間を利用する他の車両を著しく妨害する」とは、当該駐車により、他の車両が当該時間制限駐車区間の駐車枠に駐車することが困難である場合、同区間に駐車中の他の車両が駐車枠から出ることが困難な場合、同区間の案内看板等の視認性が妨げられる場合、パーキング・チケット発給機器の利用が困難な場合等をいう。

- 11 「当該時間制限駐車区間において道路標識等により表示された時間以内の駐車その他駐車違反とならない方法によることがおよそ不可能と認められる用務」とは、目的地の直近に駐車せざるを得ない用務で、かつ、引越等多量な荷物の積卸し等、当該貨物の積卸しが長時間に及ぶものをいう。

- 12 「当該駐車に係る行為が、定型的に反復継続して行われ、次に掲げる要件をすべて充足する場合」の項における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 「車両が同一」とは、同一の自動車登録番号又は車両番号の車両をいう。
- (2) 「駐車に係る用務が同一」とは、貨物の積卸用務、介護保険法に規定する介護用務、緊急検体の搬送用務、在宅酸素保守点検用務、税の徴収用務等の用務をいい、当該用務に付随する目的地等は問わない。
- (3) 「同一時間に同一場所に駐車する行為」における「同一時間」とは、前2の駐車に係る用務の目的を達成するために必要な時間をいい、1日数回に及ぶ時間を含む。

なお、ここにいう必要な時間とは、長期間に及ぶ包括許可の性格上、用務の所要時間に一定の時間幅を加えた時間を含む。ただし、この場合においても用務の所要時間は特定される。

「同一場所」とは、道路上の特定された場所をいう。ただし、長期間に及ぶ包括許可の性格上、当該車両の前後に余地を持たせた範囲を特定した場所も含む。

(4) 「申請期間が1年以内」とは、最長1年間をいい、この場合における1年間とは、申請開始月日から1年後の申請開始同一月日の前日までをいう。

13 「当該申請に係る場所及びその周辺の見取図」とは、当該申請の駐車場所を中心とした周辺の建物又は施設の名称等が記載され、かつ、駐車場所の道路幅員、申請に係る車両の駐車位置、長さ、幅及び道路余地を記載したものをいう。

14 「主たる運転者の住所、氏名、運転免許種別、連絡先を記載した書面」とは、当該申請に係る車両を運転する者の住所、氏名、運転免許種別及び当該申請に係る駐車の際の連絡先を記載した書面をいい、運転者が数名に及ぶ場合は当該運転者全てについて記載した書面をいう。また、長期の許可となる包括許可においては、申請時において判明している運転者全てについて記載した書面をいう。

### 第3 許可の対象とする道路

#### 1 法第45条第1項の規定による許可

公安委員会が法第4条の規定に基づき道路標識等を設置して駐車を禁止した道路の部分。ただし、法第45条第2項に規定する無余地となる場所を除く。

なお、法第45条第1項各号に規定する法定の駐車禁止場所においては、放置駐車とならない駐車については許可対象とする。

#### 2 法第49条の5の規定による許可

公安委員会が法第4条の規定に基づき道路標識等を設置して時間制限駐車区間規制をした道路の部分

### 第4 許可の申請

#### 1 申請書の様式

細則第6条第3項の規定に係る駐車許可の申請書の様式は、細則（別記様式第6号又は第6号の2）に規定するもののほか、次のとおりとする。

- (1) 駐車許可証記載事項変更申請書 別記様式第1号
- (2) 駐車許可証再交付申請書 別記様式第2号
- (3) 駐車許可証返納届書 別記様式第3号

#### 2 申請先等

##### (1) 駐車許可申請書

駐車許可の申請は、駐車場所を管轄する警察署（分庁舎を含む。）に申請書を2部提出して行う。

なお、細則第6条第3項に規定する包括許可の申請において、駐車場所が複数の警察署の管轄に及ぶ場合は、それぞれの警察署に申請を行う。

##### (2) 駐車許可証記載事項変更申請書

駐車許可証の記載事項（主たる運転者に係る事項又は駐車する車両の変更に限る。ただし、車両の変更にあっては車体の大きさが現許可の車両と概ね同一又は小さいものに限る。）の変更申請は、駐車許可証交付警察署に駐車許可証記載事項変更申請書を2部提出して行う。

##### (3) 駐車許可証再交付申請書

駐車許可証の再交付申請は、駐車許可証交付警察署に駐車許可証再交付申請書を2部提出して行う。

(4) 駐車許可証返納届書

駐車許可証の返納届は、駐車許可証交付警察署に駐車許可証返納届書を1部提出して行う。

3 申請者

前各号の申請及び届出は、原則、申請者が行うこととするが、申請者が法人の場合で当該法人の内部規定により申請に係る駐車業務管理等の権限を法人代表者から下位の機関、部署等に付与している場合の申請者は、当該下位の機関、部署等の代表者とすることができる。

4 添付書類

細則第6条第4項の規定による駐車許可の申請書に添付する書類は、別表第1によるものとし、駐車許可証の記載事項変更申請、再交付申請及び返納届に添付する書類は、別表第2によるものとする。

5 申請の時期

駐車許可の申請時期は、申請者において許可に係る所要日数を考慮してその都度申請させるものとする。ただし、細則第6条第3項に規定する包括許可の申請で、現に許可している駐車許可の継続的申請については、現許可の許可期間満了日の1月前から申請することができる。

第5 許可の期間等

1 一駐車行為に対する駐車許可

細則第6条第3項（ただし書を除く。）に規定する駐車許可における許可の期間、場所は、申請に係る日時、場所に限り許可するものとする。

2 包括的駐車行為に対する駐車許可

細則第6条第3項ただし書に規定する駐車許可における許可の期間、場所は、申請に係る複数の場所、日時を特定して許可するものとする。この場合における許可の期間は、最長1年間とする。

第6 許可の手續等

1 審査

署長は、細則第6条第3項に規定する駐車許可の申請を受理したときは、次により駐車許可の適否について審査するものとする。

なお、駐車許可の是非は、当該申請に係る場所が駐車規制のみが行われている道路の部分にあることを確認の上、当該駐車に係る特別の事情への配慮の必要性と駐車規制の必要性とを比較衡量することにより決するべきものであることから、駐車許可の申請に対しては、駐車の日時、場所、用務その他当該場所に駐車せざるを得ない特別な事情について適切な審査を行うものとする。

(1) 法第45条第1項の規定による許可

ア 申請書の記載事項及び添付書類が形式的要件を具備していること。

イ 申請に係る日時，場所，用務等が細則第6条第1項各号に規定する要件に該当すること。

(2) 法第49条の5の規定による許可

ア 申請書の記載事項及び添付書類が形式的要件を具備していること。

イ 申請に係る日時，場所，用務等が細則第6条第2項各号に規定する要件に該当すること。

(3) 細則第6条第3項ただし書に規定する包括許可

前(1)又は(2)の審査事項以外に，細則第6条第3項各号に規定する要件に該当すること。

2 許可証の交付

(1) 許可条件

署長は，審査の結果，駐車の許可を行う場合は，細則第6条第6項に規定する駐車許可証を申請者に交付するものとする。

なお，法第45条第1項の規定による許可を行う場合において，駐車の日時又は場所により，交通の危険又は交通の妨害を防止するための必要な条件を付すことができる。

この場合において，駐車許可証と当該条件を記載した書面を別葉とする際は，署長公印により契印するものとする。

(2) 標準処理期間

駐車許可の申請を受理してから駐車許可証を交付するまでの標準処理期間は，受理日を含めて3日以内（土曜，日曜，休日及び年末年始の休日は含まない。）とする。

(3) 指導

署長は，許可証交付時，申請者に対して次の事項を指導するものとする。

ア 許可証は，当該車両の前面の見やすい箇所に掲示すること。

イ 許可証を掲示するときは，許可証の記載内容（駐車する場所，駐車する時間，駐車する車両，駐車の方法，駐車を必要とする理由，摘要，許可年月日及び許可した警察署長名）を明示すること。

ウ 現場において警察官の指示があった場合は，これに従うこと。

エ 許可証に記載された事項及び条件を遵守すること。

オ 許可証に記載された事項に変更がある場合は，速やかに駐車許可証記載事項変更申請書により記載事項変更申請を行うこと。

カ 許可証を亡失，汚損又は破損したときは，速やかに駐車許可証再交付申請書により再交付申請を行うこと。

キ 許可証の許可期間内に許可証が必要なくなったとき又は許可証の再交付後に亡失した許可証を発見等したときは，当該許可証を速やかに駐車許可証返納届書により返納すること。

ク 包括的許可において，許可期間経過後も当該許可と同一の駐車許可申請を

行う場合は、許可期間満了日の1月前から申請が行えること。

### 3 補正

署長は、駐車許可の申請について前1の規定に基づいた審査をした結果、不備等を認めた場合は、当該申請者に対し、その不備等を改めるよう補正を求めることができる。

### 4 不許可処分

署長は、駐車許可の申請について前1の規定に基づいた審査をした結果、細則第6条第1項の各号又は第2項の各号の要件に該当しない事項、その他不備等を認めた場合は、当該申請者に対し申請内容を改めるよう指導することができる。

なお、署長は、申請者が当該指導に従わないときは、当該申請を不許可とすることができる。

不許可の通知にあつては別記様式4号に定める駐車許可申請不許可通知書をもって申請者に通知するものとするが、申請者が同通知書の受領を拒んだときは口頭により同通知書の内容を告知すること。

### 5 その他の申請等の手続

#### (1) 駐車許可証記載事項変更申請

署長は、駐車許可証記載事項変更申請を受理したときは、添付書類により当該申請が主たる運転者に係る事項又は駐車する車両の変更に係るものか審査した上で当該変更内容を許可証に変更記載し、変更箇所には署長公印を押印し、当該変更申請書を許可書末尾に添付するものとする。

なお、この手続における交付所要日数は、原則、即日とする。

#### (2) 駐車許可証再交付申請

署長は、駐車許可証再交付申請を受理したときは、添付書類により当該申請に係る許可の有効期間、記載事項及び添付書類と現に許可している内容との相違について審査した上で、当該再交付申請書添付の駐車許可証に署長公印を押印するとともに当該再交付の駐車許可証の右上余白に「再交付」と朱書きし、当該再交付申請書を許可書末尾に添付するものとする。

なお、この手続における交付所要日数は、前2(2)と同じく3日以内とする。

#### (3) 駐車許可証返納届

署長は、駐車許可証返納届を受理したときは、返納届及び添付の駐車許可証により、返納の理由を確認し、受理するものとする。

## 第7 駐車許可申請等取扱簿

- 署長は、駐車許可申請、記載事項変更申請、再交付申請及び返納届に関する事項を暦年ごとに、駐車許可申請取扱簿（別記様式第5号）、駐車許可証記載事項変更取扱簿（別記様式第5号の2）、駐車許可証再交付取扱簿（別記様式第5号の3）及び駐車許可証返納取扱簿（別記様式第5号の4）にそれぞれ記載し、前記第6に係る申請書又は届出書及び添付書類とともに保管して、その経緯を明らかにしておかなければならない。

- 2 署長は、駐車許可証（再交付申請に伴う駐車許可証を含む。）を交付するときは、申請者から駐車許可申請取扱簿の受領欄に受領印又は署名（サイン）を徴するものとする。

## 第8 文書の保存

文書の保存は次のとおりとする。

文 書 名	保存期間
駐車許可申請書	3年
駐車許可証記載事項変更申請書	3年
駐車許可証再交付申請書	3年
駐車許可証返納届出書	3年
駐車許可申請不許可通知書	3年
駐車許可申請取扱簿	3年
駐車許可証記載事項変更取扱簿	3年
駐車許可証再交付取扱簿	3年
駐車許可証返納取扱簿	3年

## 第9 その他

### 1 道路実態，交通実態，路外駐車場等の把握

駐車許可の適正な審査を図るため，管内の道路実態，交通実態，路上駐車場，路外駐車場及び駐車禁止規制（貨物車限定解除規制等を含む。）がされていない路を把握し資料化すること。

### 2 交通部交通規制課との連携

許可申請が次に掲げる場合に該当するときは，交通部交通規制課と連携を図り，事務の適正化及び斉一化を図ること。

- (1) 不可処分を行う場合
- (2) 審査請求等紛議が予想される場合
- (3) 手続上の疑義がある場合又は特異なもの



別表第 1

	添 付 書 類
一駐車行為における駐車許可	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 申請に係る車両の自動車検査証の写し 原則、当該車両については、自動車検査証の所有者欄の氏名若しくは名称又は使用者欄の氏名若しくは名称に当該申請者が記載されているものとするが、業務に関し関係法人等から提供を受けている車両、レンタカー等の場合は、申請者の当該車両が申請者の業務管理下にある自認書等を添付 なお、当該申請者が従業員等の私有車両等を借り上げて業務に使用する場合は、申請者が当該車両を借り上げている証明書を添付</li> <li>○ 当該申請に係る場所及び周辺の見取り図 当該申請の駐車場所を中心とした周辺の建物又は施設の名称等が記載され、かつ、駐車場所の道路幅員、申請に係る車両の駐車位置、長さ、幅及び道路余地が記載されたもの</li> <li>○ 主たる運転者の住所、氏名、運転免許種別、連絡先を記載した書面 当該申請に係る車両を運転する者の住所、氏名、運転免許種別及び当該申請に係る駐車の際の連絡先を記載した書面。運転者が数名に及ぶ場合は当該運転者すべてについて記載した書面</li> <li>○ その他警察署長が必要と認める書面</li> </ul>
包括駐車行為における駐車許可	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「一駐車行為における駐車許可」に同じ</li> <li>○ 当該用務が駐車許可申請期間中、同一であることの説明書、業務計画書等。 (例示的には、貨物の積み卸し用務、介護保険法に規定する介護用務、緊急検体の搬送用務、在宅酸素保守点検用務、税の徴収用務等の用務であることの説明書等。 なお、当該用務に係る限り、当該用務に付随する目的地等は問わない。)</li> <li>○ 駐車許可申請期間中、同一時間に同一場所に駐車することの説明書、業務計画書等 (前記の用務の説明書、業務計画書等に記載されている場合は、省略することができる。)</li> </ul>

別表第 2

申請種別	添 付 書 類
駐車許可証記載事項変更申請	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現交付駐車許可証</li> <li>○ 主たる運転者の変更の場合 変更後の運転者の住所、氏名、運転免許種別及び当該申請に係る駐車の際の連絡先を記載した書面。運転者の変更が数名に及ぶ場合は当該運転者すべてについて記載した書面</li> <li>○ 車両変更の場合 変更後の車両の自動車検査証の写し</li> </ul>
駐車許可証再交付申請	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現に駐車許可を受けている駐車許可申請書及び同申請書添付書類</li> </ul>
駐車許可証返納届	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現交付駐車許可証</li> </ul>

様式第1号

駐車許可証記載事項変更申請書

年 月 日

警察署長 様

申請者

住 所

(所在地)

氏 名

㊟

〔名称及び代  
表者の氏名〕

電話

現許可年月日	年 月 日
現許可番号	
現許可期間	年 月 日から 年 月 日まで

変更事項	変更内容
1 主たる運転者	
2 車両番号	

様式第2号

<p>駐 車 許 可 証 再 交 付 申 請 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>警察署長 様</p> <p style="text-align: right;">申請者 住 所 (所在地) 氏 名 〔名称及び代 表者の氏名〕 電 話</p> <p style="text-align: right;">⑩</p>	
現 許 可 年 月 日	年 月 日
現 許 可 番 号	
現 許 可 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
<p>再交付申請の顛末（理由）</p> <p>私は、上記許可証の交付を受けている者ですが、</p> <p>○ 日時 年 月 日ころ から 年 月 日ころ</p> <p>○ 場所</p> <p><input type="checkbox"/> 許可証を紛失・遺失</p> <p><input type="checkbox"/> 許可証を盗難</p> <p><input type="checkbox"/> 許可証を汚損・毀損</p> <p><input type="checkbox"/> その他（ ）</p> <p>しました。</p> <p><input type="checkbox"/> 遺失・盗難については、警察署に届け出ています。</p> <p><input type="checkbox"/> 汚損・毀損した許可証は提出した許可証のとおりです。</p> <p><input type="checkbox"/> その他（ ）</p> <p>については、許可証の再交付をお願いします。</p>	

注 再交付申請の顛末（理由）については、該当箇所の□をチェックすること。

様式第3号

駐 車 許 可 証 返 納 届 書

年 月 日

警察署長 様

申請者

住 所  
(所在地)

氏 名

〔 名称及び代  
表者の氏名 〕

電 話

印

現 許 可 年 月 日

年 月 日

現 許 可 番 号

現 許 可 期 間

年 月 日から 年 月 日まで

返納の理由

様式第4号

年 月 日

様

警 察 署 長

駐 車 許 可 申 請 不 許 可 通 知 書

年 月 日付けで申請のありました駐車許可申請については、次の理由で不許可とします。

不許可の理由	
--------	--

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、広島県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日（広島県公安委員会に対して上記審査請求をした場合は、当該審査請求に対する広島県公安委員会の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、広島県を被告として広島地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において広島県を代表する者は広島県公安委員会となります。）。









